脱炭素化推進補助金制度のご案内

（事業者向け）
Ｒ８年度

市の**脱炭素先行地域（※１）**において、脱炭素化に資する事業を行う事業者に補助金を支給します。

補助対象事業と補助内容

1　LED照明機器

2　エネルギーマネジメントシステム

3　高効率空調設備

4　充放電設備

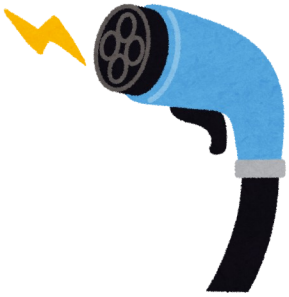

5　太陽光発電設備、蓄電池※

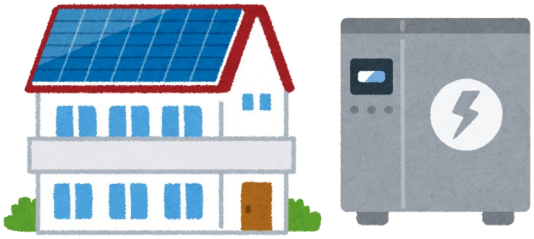

6　EVカーシェア

※　PPAによる導入の場合、PPA事業者に補助金を支給し、PPA事業者は、支給された補助金分を需要家のサービス料金から割引をすることとなります。

対象設備	規模要件	対象者	補助率	補助上限額
LED照明機器	なし	該当する設備を設置しようとする「事業者」	補助対象経費の2/3以内の額	なし
エネルギーマネジメントシステム	なし			
高効率空調設備	なし			
充放電設備	なし			
太陽光発電設備	なし			
蓄電池	（既設分含め）100kWh未満まで			
EVカーシェア	なし		①EV： 上限 100 万円/台 ②PHEV： 上限 60 万円/台	車体価格の1/3の方が低い場合は、その額

補助対象経費

工事費（原材料費含む）、設備費、業務費、事務費等

補助対象者

・法人（公共法人を除く。）であること
・**会津エネルギーアライアンス（※２）**に加盟又は加盟申請していること
など

その他

・補助要件などの詳細は以下のホームページを確認願います。
https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2024050700015/

脱炭素先行地域（※１）

以下の３エリアになります。詳しくは下記問合せ先に確認願います。

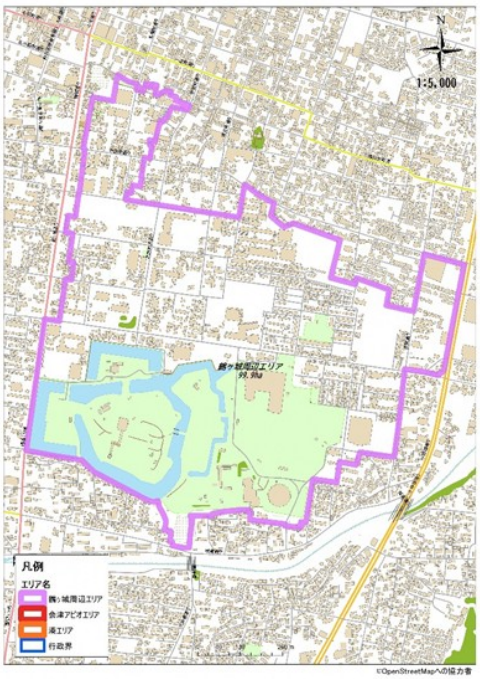

【鶴ヶ城周辺エリア】

【会津アピオエリア】

【湊エリア】

会津エネルギーアライアンス（※２）

発電事業者や電力利用者等で構成され、市内の脱炭素化を推進する任意団体です（市も加盟しています。）。
加盟は以下のホームページからお願いします。
https://www.aict.or.jp/energy-alliance

〇問合せ先
会津若松市　脱炭素先行地域事業補助金事務局
電話：050-3033-1331　受付時間：午前8時30分～午後5時15分
E-Mail：CN-aizuwakamatsu@tohmatsu.co.jp